

# 追加提出資料

平成29年10月20日



# 業務の重点化（段階的縮減）に係る国会答弁①

第171回国会 参議院 総務委員会（平成21年3月19日）

○魚住裕一郎君

続きまして、今も話題になりましたが、地方公共団体金融機構についてお聞きしたいと思います。

公営企業等の金融機構から改組するわけですが、一般会計の地方債についても貸付対象を広げるということであり、臨時財政対策債も引き受けるということですが、ただ、この貸付対象が拡大された一方で、貸し付ける資金については段階的な適切な縮減を図るといふように法案上なされているわけですが。

地方分権が進んで、地方債の資金の調達について、自助を基本としつつそれを補完する共助としての仕組み、この機構の果たす役割が大きくなるわけですが、そうすると、貸し付ける資金についても、段階的に減っていくのではなくして、むしろ増加していくというふうにするわけですが、総務省の御見解はいかがでしょう。

○政府参考人（久保信保君）

地方公共団体が必要とする資金につきましては、先ほども御議論があつて大臣からも答弁がありましたけれども、地方公共団体がそれぞれの責任において調達をするということが基本であると考えております。

このため、政策金融改革の一環として創設されました現機構の地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するという基本的な仕組みにつきましては、今回の見直し後におきましても維持するということになりまして、現行の法三十条二項にございます貸付規模の段階的な縮減を図ること、これをそのまま残しております。

ただ、一方で、御指摘がございましたように、特に資金調達能力の弱い地方公共団体につきましては、共同調達によって補完する仕組みを一層十分に整えてやる必要があるとも考えております。

こうした観点から、今回、改正法の中に新たに三十条の三項の規定というのを設けまして、金融市場の混乱や経済事情の変動などによって財源不足対策のための地方債の増発が必要となる場合におきましては、貸付規模を拡大し、地方債の資金調達を弾力的に補完できる仕組み、これを導入をいたしております。

（参考）地方公共団体金融機構法（平成19年法律第64号）（抄）

第30条

2 機構は、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）第38条第2項の規定による財政融資資金の地方公共団体に対する貸付けの縮減に併せて、その地方債の資金の貸付け及び地方債の応募について段階的に適切な縮減を図るものとする。

3 前項の規定は、内外の金融秩序の混乱、経済事情の変動等により地方公共団体の財源が不足する場合において地方公共団体が当該不足額をうめるために起こす地方債については、適用しない。

## 業務の重点化（段階的縮減）に係る国会答弁②

### 第171回国会 参議院 総務委員会（平成21年3月19日）（続き）

#### ○魚住裕一郎君

この機構については、総務大臣のお父上のことも含めて、画期的な制度ということでありまして、地方財政の自己決定権という意味でも大事なことだと思います。

地方財政審議会の中でも検討会の報告の中では、「真に地方の共同資金調達機関としてその歩を進めていくためには、国が法令によりその貸付対象事業や貸付枠について、重点化や制限をすべきではなく、出資者たる地方公共団体の判断に委ねるべきである。」というふうに書かれているわけですが、実際のところ、しかしスキームは、総務大臣の同意、許可を得た地方債に限り資金を貸し付ける、また、貸付対象事業や事業ごとの貸付額は地方債計画によって決定されるというふうになるわけですね。

そうすると、一体、今の地方分権改革を推進して、自己決定権といいますか、それを拡充させようという趣旨とはちょっと違うんじゃないか、極力国の関与は控えるべきではないか、それこそが地方分権を推進する総務省の取るべき立場と考えておりますけれども、総務大臣の御見解はいかがでございましょうか。

#### ○国務大臣（鳩山邦夫君）

私並びに総務省は全国の地方公共団体の最大の応援団だと思っておりますので、そういう意識で取り組みますので、それほど御心配されることはないと思っております。

ただ、先生のおっしゃる意味はよく分かるので、せつかくこの悲願が成就して地方の共同出資による共同調達機関ができたわけでありまして、それは国の関与は本来できるだけ少なくして、貸付条件とか貸付規模についても機構の判断あるいは自治体の希望にこたえるという方向に行くべきだとは思いますが、現在はこのような制度になっております。

もちろん、機構は国からの出資も保証も一切ありませんから、その分、何というんだらうな、財務省なら財務省には余り気兼ねしないでやっていけるということは歴史的に見れば非常に大きな意味があるんだらうと、こう思います。

今回の見直しによって、公営企業のみならず、一般会計についても地方公共団体の資金ニーズに適時適切に対応し、貸付対象、貸付期間、利率設定方式等についても機構が柔軟に対処することが可能となるわけでございます。

また、貸付規模を地方債計画に計上するに際しては、機構の意見を十分に踏まえて、機構の財務基盤の枠組みにより可能な範囲で設定することとしておりまして、総務省としては、機構が主体的に運営ができるように、余計な口出しはしないで、できる限り主体的に行動できるように見守っていきたいと思っております。

## 公的資金の配分に係る方針等

平成29年度地方債同意等基準（抄）（平成29年総務省告示第139号）

### 第一 総括的事項

#### 一 地方債同意等基準の策定方針等

##### 2 （略）

また、地方債の資金に関しては、公的資金は民間資金の補完であることを基本とし、各資金及び事業の性格、事業量並びに地方公共団体の資金調達能力、財政状況及び財政運営の健全性等を踏まえた適切かつ柔軟な資金配分を行うものとする。

今後目指すべき地方財政の姿と平成29年度の地方財政への対応についての意見（抄）

（平成28年12月14日 地方財政審議会）

### 第二 平成29年度の地方財政への対応

#### 5 地方財政の健全化に資する取組等

##### （3）地方自治体の財政健全化等

##### ② 地方債資金の確保

地方債資金については、地方自治体が地域の活性化等に積極的に取り組むことができるよう、長期かつ低利の資金を提供するため、所要の公的資金を確保すべきである。

特に、臨時財政対策債については、本来、地方交付税の法定率の引上げで対応すべき地方の財源不足を補うための制度として創設されたものである。臨時財政対策債の資金調達に当たっては、地方の財源保障の観点から、国が責任を持って一定の資金を確保する必要がある。

また、財政力の弱い地方自治体が円滑に資金調達できるよう、地方自治体の共同調達機関である、地方公共団体金融機構の財務基盤の充実及び貸付規模の確保を図るべきである。

平成29年度地方債計画資金区分

（4頁：通常収支分、5頁：東日本大震災分）

平成29年度地方債計画資金区分  
(通常収支分)

(単位：億円)

項目	合計	公的資金				民間等資金	
		計	財政 融資	地方公共 団体 金融機構	計	市場 公募	銀行等 引受
一 一般会社計							
1 公共事業等	16,443	5,083	4,637	446	11,360	8,126	3,234
2 公営住宅建設事業	1,130	412	292	120	718	639	79
3 災害復旧事業	873	873	873	0	0	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	3,391	1,507	1,192	315	1,884	1,094	790
(1) 学校教育施設等	1,245	701	614	87	544	371	173
(2) 社会福祉施設	383	143	0	143	240	175	65
(3) 一般廃棄物処理	656	531	446	85	125	86	39
(4) 一般補助施設等	567	132	132	0	435	168	267
(5) 施設(一般財源化分)	540	0	0	0	540	294	246
5 一般単独事業	21,927	4,090	0	4,090	17,837	9,674	8,163
(1) 一般	2,795	106	0	106	2,689	2,023	666
(2) 地域活性化	690	108	0	108	582	388	194
(3) 防災対策	871	136	0	136	735	399	336
(4) 地方道路路等	3,221	319	0	319	2,902	2,691	211
(5) 旧合併特例	6,200	965	0	965	5,235	733	4,502
(6) 緊急防災・減災	5,000	1,678	0	1,678	3,322	1,946	1,376
(7) 公共施設等適正管理	3,150	778	0	778	2,372	1,494	878
6 辺地及び過疎対策事業	4,975	4,593	4,593	0	382	0	382
(1) 辺地対策	475	475	475	0	0	0	0
(2) 過疎対策	4,500	4,118	4,118	0	382	0	382
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	0	345	99	246
8 行政改革推進	700	0	0	0	700	302	398
9 調整	100	0	0	0	100	0	100
計	49,884	16,558	11,587	4,971	33,326	19,934	13,392
二 公営企業債							
1 水道事業	5,043	4,399	2,570	1,829	644	314	330
2 工業用水道事業	247	104	0	104	143	21	122
3 交通事業	1,611	482	187	295	1,129	587	542
4 電気事業・ガス事業	202	86	0	86	116	27	89
5 港湾整備事業	509	185	156	29	324	101	223
6 病院事業・介護サービス事業	4,614	2,556	1,080	1,476	2,058	1,114	944
7 市場事業・七畜場事業	235	46	0	46	189	102	87
8 地域開発事業	622	0	0	0	622	365	257
9 下水処理事業	11,904	6,734	3,257	3,477	5,170	2,004	3,166
10 観光その他事業	134	7	0	7	127	13	114
計	25,121	14,599	7,250	7,349	10,522	4,648	5,874
合 計	75,005	31,157	18,837	12,320	43,848	24,582	19,266
三 臨時財政対策債	40,452	15,452	9,708	5,744	25,000	13,618	11,382
四 退職手当債	800	0	0	0	800	0	800
総 計	116,257	46,609	28,545	18,064	69,648	38,200	31,448

## 平成29年度地方債計画資金区分 ( 東日本大震災分 )

復旧・復興事業

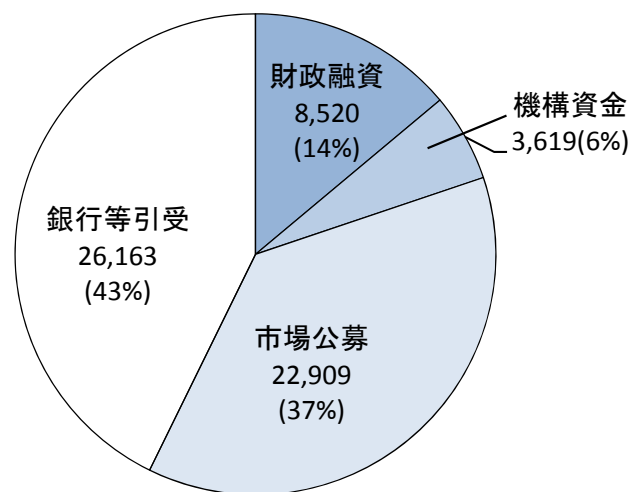
(単位：億円)

項 目	合 計	公 的 資 金	
		財 政 融 資	地方公共 団体 金融機構
一般会計債			
公営住宅建設事業	158	114	44
災害復旧事業	18	18	0
一般単独事業	3	0	3
計	179	132	47
公営企業債			
水道事業	0	0	0
市場事業・七畜場事業	1	0	1
下水道事業	8	3	5
計	9	3	6
合 計	188	135	53
被災施設借換債	0	0	0
総 計	188	135	53

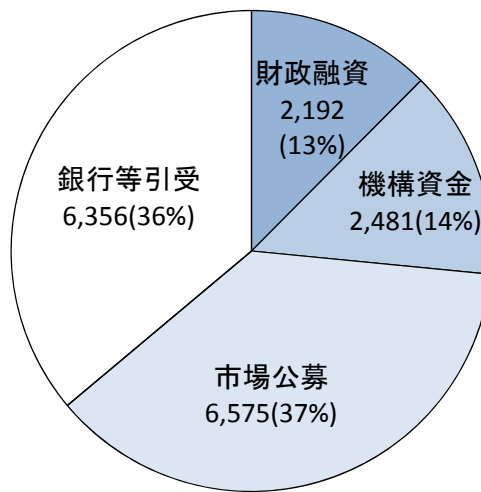
# 都道府県・指定都市・市町村別の地方債発行実績（平成27年度、資金区分別）

- ・都道府県及び指定都市にあつては、市場公募等の民間等資金が占める割合が高くなつている。
- ・市町村・特別区にあつては、財政融資等の公的資金が占める割合が高くなつている。

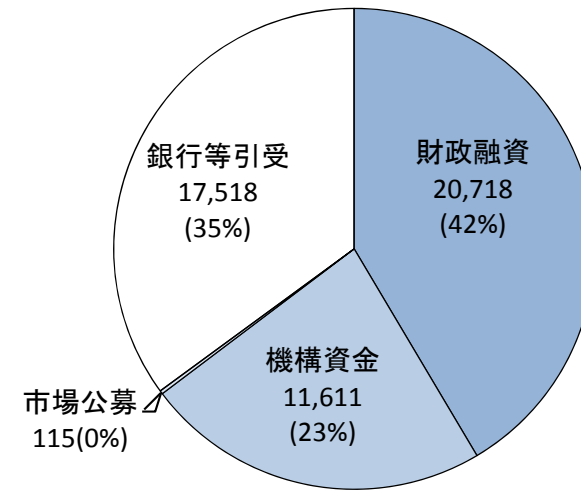
## 都道府県 (6兆1,211億円)



## 指定都市 (1兆7,603億円)



## 市町村・特別区 (4兆9,962億円)



(単位: 億円)

合計	うち財政融資	うち地方公共団体 金融機構	うち市場公募	うち銀行等引受
128,776	31,430	17,710	29,599	50,037

(出所) 平成27年度の協議・届出又は許可に係る地方債の発行状況調査  
※民間等資金は、借換債を除く



## 地方公共団体における金融実務経験者の採用状況

(団体数(各区分における構成割合))

区分	都道府県・指定都市		中核市・特例市 (80団体)	市区町村 (128団体)
	公募団体 (55団体)	非公募団体 (12団体)		
採用有り	3 ( 5.5%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)	0 ( 0.0%)
	北海道、茨城県、 愛知県			
採用無し	52 ( 94.5%)	12 (100.0%)	80 (100.0%)	128 (100.0%)

※ 一般財団法人 地方債協会 平成28年度「地方債に関する調査研究委員会」報告書より (市区町村は抽出調査)

- 金融実務に関する専門的な知識・経験を活かし、資本市場からの資金調達に係る条件交渉や資金運用等を担当
- 上記業務に従事する専門職員として採用されている例 (1県)のほか、金融機関経験者が地方公共団体に中途採用され、人事異動の一環で上記業務に従事しているケースも見受けられる

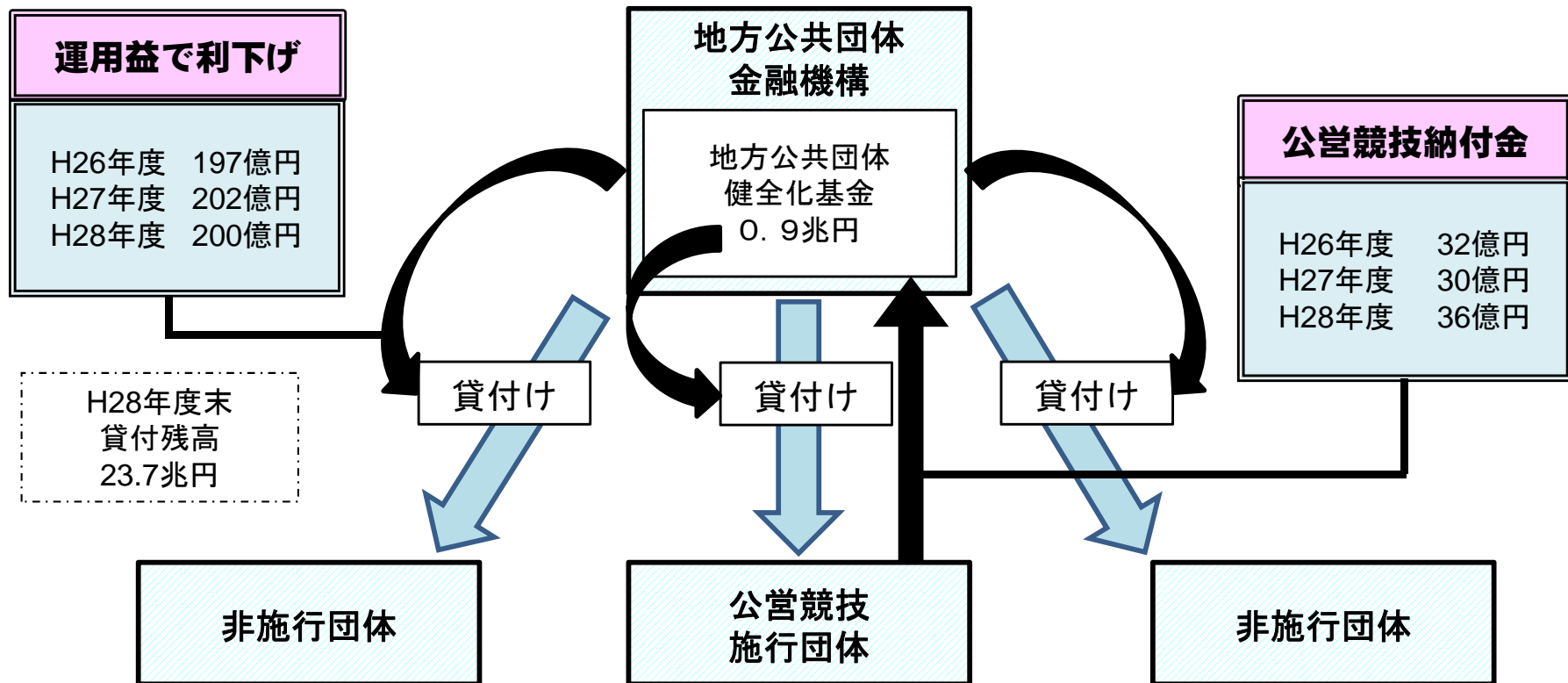
(「採用有り」の団体へ聞き取り)

- ※ なお、上記のほか、金融機関との人事交流を行っている例がある。
- ※ また、地方公共団体金融機構においても、地方公共団体から職員の派遣を受け入れている (平成29年4月現在17名)。

# 公営競技納付金制度

- 公営競技（地方競馬、競輪、オートレース、競艇。地方公共団体が施行者）の収益金について、黒字団体に限り、その一部を地方公共団体金融機構に納付し、地方団体に対する機構の貸付金の利下げに活用しているもの。
- 刑法の特例として認められる公営競技について、施行者に偏在する収益金の全国的な均てん化を図ることをその趣旨とするところ。

【公営競技の収益金の全国的な均てん化の仕組み】



➡ 納付金を地方団体への貸付金の利下げに活用することで、収益金の全国的な均てん化を図る

## 現行（平成28年度～平成32年度施行分）の公営競技納付金算定方法

○ 地方財政法附則第32条の2：「公営競技の収益のうちから、売得金又は売上金の額に1,000分の12以内において政令で定める率を乗じて得た金額」

○ 地方財政法施行令附則第2条：以下の①、②のいずれか少ない額に100分の80を乗じた額を納付

※ 下線部は平成28年度延長時における見直し部分

### ① 売上額に応じて算定した額

$(\text{売上額} - \text{基礎控除額}40\text{億円}) \times 1.0\%$

### ② 納付限度額

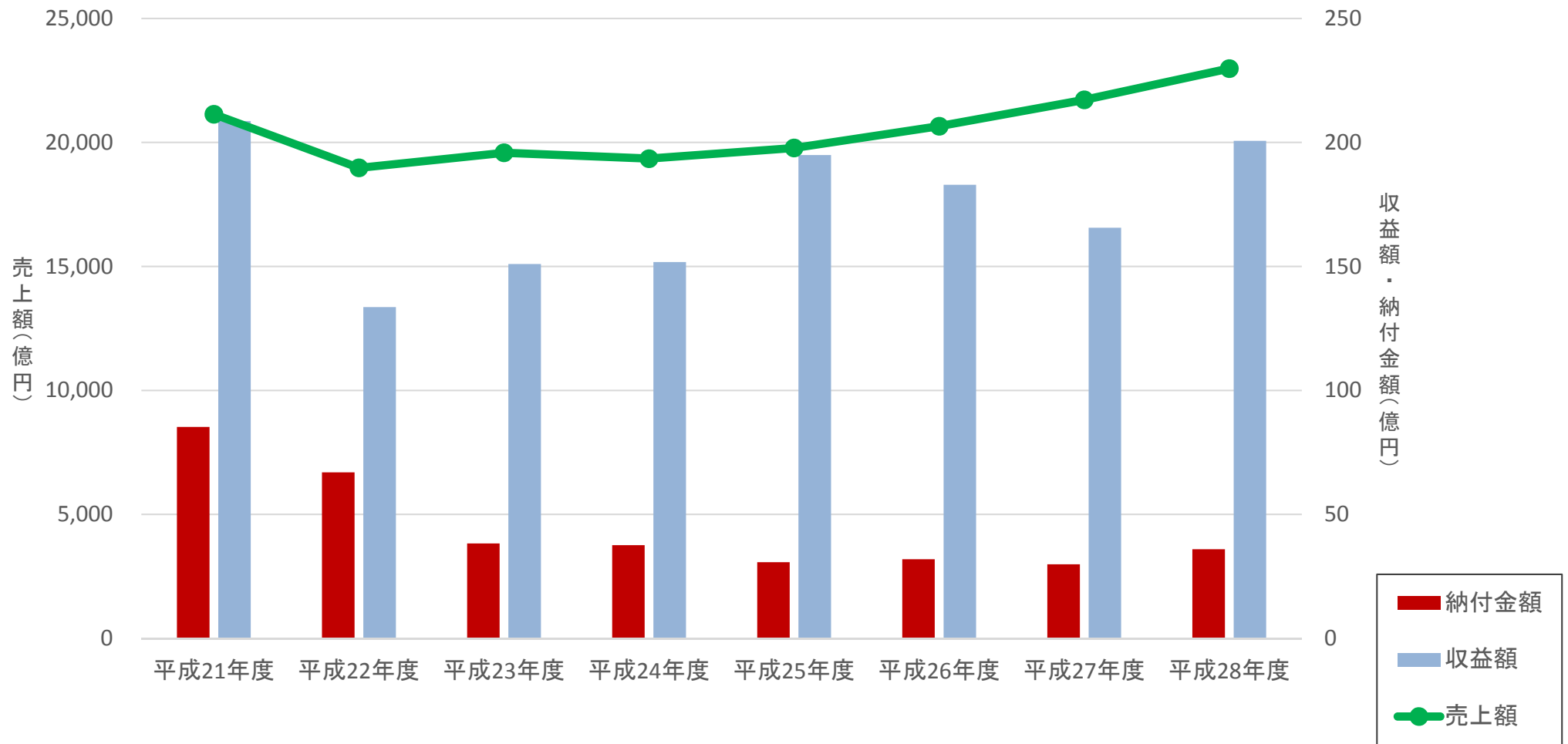
$(\text{収益額} - \text{基礎控除額}0.7\text{億円}) \times \text{下表の率}$

➤ 累積赤字のある場合は納付免除

売上額 250億円以下の部分	50%
250億円超350億円以下の部分	60%
350億円超450億円以下の部分	70%
450億円超550億円以下の部分	80%
550億円超650億円以下の部分	90%
650億円超の部分	100%

累積

## 公営競技における売上額、収益額、納付金額の推移（機構発足以降）



※1 売上額は施行者協議会統計資料、収益額は地方財政状況調査（平成28年度分は速報値）による。

※2 納付金額は、機構の決算額ベース（平成28年度分は速報値）である。